

尾張旭市監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

工事監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく随時監査（工事監査）

2 監査の対象

(1) 工事名

污水管渠布設工事（北山第2工区）

(2) 工事場所

尾張旭市北山町北山地内外

(3) 請負金額

85,784,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,798,600円）

(4) 工事請負業者

株式会社山本工務店尾張旭営業所

(5) 設計及び工事監理

ア 設計 株式会社中部テック

イ 工事監理 都市整備部下水道課

(6) 工期

令和4年7月1日から令和5年1月17日まで

(7) 工事概要

令和5年度から面整備を予定している北山町地内へと繋がる下水道管の一部を布設する工事である。

工事施工延長 L=342.5m

管渠布設工(φ300 推進工) L= 70.4m

管渠布設工(φ250 推進工) L= 52.7m

管渠布設工(φ250) L=109.4m

管渠布設工(φ200) L=100.3m

人孔設置工 N=8箇所

(8) 進捗状況（令和4年10月末現在）

計画出来高 79.94% 実施出来高 72.0%

3 監査対象課

都市整備部下水道課

4 監査の期間

令和4年9月9日から令和4年11月2日まで

5 監査方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、当該工事の執行に係る設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて行った。

6 監査結果

工事の施行は、おおむね適正に処理されていると認められたが、その中で次のとおり留意事項及び要望事項が挙げられるので、参考とされたい。

(1) 施工に関する書類について

ア 必要な諸手続きは的確に実施されているが、労働基準監督署への提出書類（特定元方事業開始報告、労災保険等）の控えを市へ提出するよう請負業者へ指導されたい。

イ 開削工事は、現在未施工であったが、施工計画書に土留支保工の計算書を添付するよう請負業者へ指導されたい。

(2) 現場施工状況について

ア 愛知県建設局による建築工事事務の手引2-5「参考. 工事現場への掲示について」に基づく再下請負通知書の提出案内の掲示及び建設業許可票、労災保険関係成立票、作業主任者一覧表（作業主任者の氏名及び職務を記載するもの）についての記載項目が徹底されていなかったため、請負業者への指導を徹底されたい。

イ 建設業許可票（現場掲示用）を再確認されたい。監理技術者の資格者証の番号は、ゼロから記述することが望ましい。また、「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には「専任」と記載すること。

ウ SDS安全データシート(Safety Data Sheet)を取り寄せ、作業員に周知するよう請負業者へ指導されたい。工事現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが必要である。

休憩所にアスファルト乳剤があったが、これに「危険・有害性」のラベル表示をすることにより危険有害性等を把握するようにされたい。また、SDS（化学物質の危険性・有害性等に関する情報を、化学物質等の提供等をする相手方に提供するための文書）を認識され、リスクアセスメント（職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出しこれを除去、低減するための手法）を実施されたい。

エ 現場安全掲示板の記載事項が消えていたため、記入欄の項目（今月のワイヤーロープの色明示及び有資格者の一覧表等）は、適切に修正記述しておくこと。

(3) 技術監査全般について

本工事の各種提出書類及び施工計画は、適切に作成されており、現場代理人、工事監理者及び監督職員の指示に基づく「提出確認チェック」を通じて、適切な指導がなされていた。

現場での施工管理は工事目的物の品質に大きく影響する。本体工事箇所は道幅も狭く、一般車両の交通量も多い。開削工法時は工事に伴う占有が余儀なく、第三者への危険要因も多くなる。特に公衆災害なきよう安全管理の徹底を図ることを要望する。今一度管理体制の充実を図り、無事故、無災害での完成となるよう指導されたい。